

公益財団法人都市防災美化協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人都市防災美化協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京の都市防災・美化に関する事業を行い、都民の安全・快適な生活環境の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の公益目的事業を行う。

- (1) 都市防災・美化に関する調査・研究
 - (2) 都市防災・美化に関する図書、印刷物の刊行
 - (3) 都市防災・美化に関する普及・啓発
2. 前項の公益目的事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、第14条に定める評議員会で基本財産とすることを決議した財産とする。

2. 基本財産は、評議員会の決議を経て別に定める財産管理運用規定により、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに、第23条第2項に定める理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
3. 理事長は、第1項に規定する書類を毎事業年度の開始前までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書、(損益計算書)
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 理事長は、前項の承認を受けた書類を第16条に定める定時評議員会に提出し、第1項第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評 議 員

(評議員)

第10条 この法人に評議員4名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ① 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ② 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 当該評議員の使用人
 - ④ ①又は②に掲げる者以外のものであって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者
 - ⑥ ①から④までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- ① 理事
- ② 使用人
- ③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ④ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつその設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

3. 評議員は、理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4. 評議員に変更があつたときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2. 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了するときまでとする。

3. 評議員は第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が金30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員及び評議員等の報酬等及び費用に関する規程に従つて算定した額を、報酬として支給することができる。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、前項の規程による。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会として開催する。

（招集）

第17条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3. 前項による請求があつた時は、理事長はその日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知を発しなければならない。

4. 理事長は評議員会の開催日の一週間前までに、評議員に対して書面をもって通知を発しなければならない。

（議長）

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により定める。

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。

（決議の省略）

第20条 理事が評議員全員に対して評議員会の目的である事項について提案した場合において当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることが出来るものに限る）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

（報告の省略）

第21条 理事が評議員全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

（議事録）

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第6章 役員等

(役員設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上6名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とする。
3. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
4. 各理事について、当該理事とその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
5. 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
6. 前2項の規定は、監事について準用する。
7. 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内にその主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところのより、この法人の業務を執行する。
3. 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了するときまでとする。
4. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員及び評議員等の報酬等及び費用に関する規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、前項の規程による。

(競業及び利益相反取引の制限)

第30条 理事は次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2. 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事項を理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第31条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問はこの法人に功労のあった者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
3. 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。
4. 顧問に対して評議員会において別に定める役員及び評議員等の報酬等及び費用に関する規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。
5. 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、前項の規程による。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定例理事会として毎年度2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会として開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 次の各号の一に該当する場合には、理事長はその請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
 - (1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に召集の請求があつたとき
 - (2) 監事から理事長に召集の請求があつたとき
4. 前項の請求があつた日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は臨時理事会を招集することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることが出来るものに限る）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会の報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び11条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益決定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1ヵ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は電子公告による。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補則

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は、理事会の決議で任免する。
4. 職員は、理事長が任免する。
5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は、中島宏とする。
4. この法人の最初の業務執行理事は岩澤一正とする。
5. この法人の最初の評議員は次の者とする。
木暮亘男、小館直實、小宮山載彦、五味正得、山田充郎、吉水忠幸